

議事日程第16号

令和7年(2025年)招集大阪狭山市議会定例会12月定例会月議会議事日程

令和7年(2025年)11月28日午前9時30分開議

議会期間(令和7年11月28日から同年12月23日まで26日間)

日程第1	発議第15号	会議録署名議員の指名について
日程第2	諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第3	議案第78号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第4	議案第79号	大阪狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第5	議案第80号	第五次大阪狭山市総合計画の中間見直しについて
日程第6	議案第81号	指定管理者の指定について
日程第7	議案第82号	指定管理者の指定について
日程第8	議案第83号	指定管理者の指定について
日程第9	議案第84号	指定管理者の指定について
日程第10	議案第85号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)について
日程第11	議案第86号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について
日程第12	議案第87号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について
日程第13	議案第88号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第3号)について
日程第14	議案第89号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第15	請願第4号	「ガザの完全停戦と人道支援およびパレスチナ国家の承認を求める意見書」の採択を求める請願について

日程第 16 陳情第 2 号 成長期にある子どもたちの健全な育成のための学校
給食の改善について

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

令和7年(2025年)11月28日提出

大阪狭山市議会議長 松 井 康 祐

記

12番 北 好 雄

13番 久山 佳世子

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年(2025年)11月28日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 平 山 登志雄

昭和59年〇〇月〇〇日生

大阪狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例について

大阪狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準府令の規定の例による。

(暴力団員等の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者は、大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大阪狭山市附属機関設置条例の一部改正)

2 大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表中「家庭的保育事業等」の次に「、乳児等通園支援事業」を加える。

議案第 80 号

第五次大阪狭山市総合計画の中間見直しについて

大阪狭山市議会基本条例（平成 30 年大阪狭山市条例第 28 号）第 10 条第 1 号の規定により、第五次大阪狭山市総合計画の基本構想及び基本計画の中間見直しを別紙のとおり行うことについて、議会の議決を求める。

令和 7 年(2025年) 11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立老人福祉センター、大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター並びに大阪狭山市障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 (2025 年) 11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 大阪狭山市立老人福祉センター
大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター
大阪狭山市障害者地域活動支援センター |
| 2 | 指定する団体 | 大阪府大阪狭山市今熊一丁目 85 番地
社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

- 1 公の施設の名称 大阪狭山市立コミュニティセンター
- 2 指定する団体 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階
アクティオ株式会社
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立公民館及び大阪狭山市立社会教育センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年(2025年) 11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大阪狭山市立公民館
大阪狭山市立社会教育センター |
| 2 指定する団体 | 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階
アクティオ株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで |

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立図書館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

- | | | |
|---|---------|--------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 大阪狭山市立図書館 |
| 2 | 指定する団体 | 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号
株式会社図書館流通センター |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで |

議案第 85 号

令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 7 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 7 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 86 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 87 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市介護保険特別会
計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 88 号

令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算 (第 3 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算 (第 3 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 89 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市今熊財産区特別
会計補正予算 (第 1 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算 (第 1 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 11 月 28 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人